

林業経営基盤整備 緊急利子助成事業

全国木材協同組合連合会

＜(株)日本政策金融公庫からの資金の借入れをお考えの林業者等の皆様へ＞

借入金の利子をサポートします！

(株)日本政策金融公庫から森林の取得、加工・流通施設の整備等のための資金を借入れる場合に利子の一部を助成します。

1

こんなとき、助成を受けられます。

木材価格の下落により新たな設備投資等を手控えている林業者等のみなさんが、経営規模の拡大や、競争力を高めるための経営基盤の強化に取り組むため、森林の取得や林産物加工・流通施設の整備に必要な資金を(株)日本政策金融公庫から借入れる場合です。

2

利子の助成額

利子の助成額は次の通りです。

貸付利率最大 **2** %分の利子

(※対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、その資金の貸付利率とします。)

3

利子助成期間

利子助成期間は償還終了時までです。

最長 **15** 年間



4

助成の対象者

助成の対象者は次の要件を満たす林業者等の皆さんです。

①平成23年12月以降の一定期間の販売単価が平成23年11月以前の直近年の同期と比べて1割以上低下したことを証明できること

②その他の木材価格下落の影響を受けたことを証明できること

③適切な事業活動を継続することが確実なこと

④経営基盤整備による競争力強化に取り組んでいること

※林業者等：森林所有者、素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者、森林組合等

5

融資機関

(株)日本政策金融公庫

対象資金

- ア 林業経営育成資金（森林取得）
経営規模拡大のため林地等を取得するのに必要な資金
- イ 農林漁業施設資金
林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金

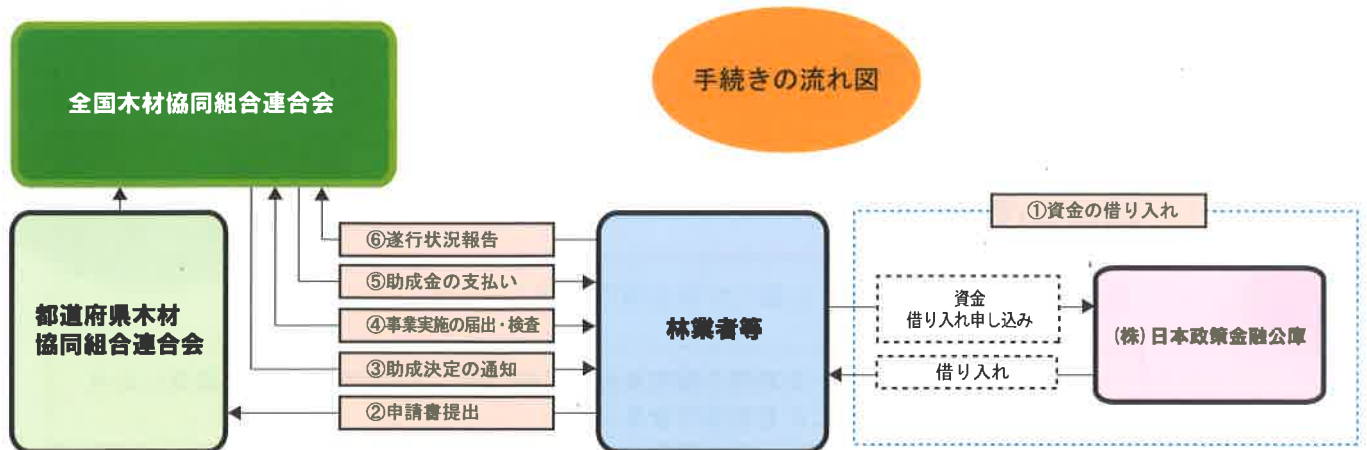


6

助成申請の手続き

助成申請から助成金の支払いまでの手続きは以下の通りです。

- ①林業者等は(株)日本政策金融公庫から資金を借ります。
- ②林業者等は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会（以下全木協連）に助成の申請をします。
- ③全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、林業者等に助成決定の通知を行います。
- ④全木協連は林業者等から事業実施の届出を受け、検査を行います。
- ⑤全木協連は林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。
- ⑥林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



お問い合わせは

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F TEL.03-3580-3215

または

最寄りの都道府県木材協同組合連合会等まで